



無料低額診療事業



医療費減免について

済生会岩泉病院は、病気やケガなどにより生計が困難になった方々に対して、必要な医療を受けられるように、無料および低額の診療事業を行っております。

無料および低額診療事業の必要と判断された場合には、医療費の自己負担が軽くなります。
なお、この事業に該当する方は次の通りです。

「無料および低額診療を受けられる方」

- ① 生活保護を受けている方
- ② 市町村民税の非課税の方、またその同一世帯の方
- ③ 一定の住む家がなく、野外において生活している方（例：ホームレス）
- ④ 身もと不明、行き倒れの方
- ⑤ その他病院長が必要と認める方

免除の範囲は

- ① 診療費（入院・外来）
- ② 保険外診療のうち、当院で定めたもの（病衣、食費 など）

具体例は

- ① 糖尿病および高血圧で毎月 1 回定期通院中の 65 歳の方が当事業を利用した場合、医療費が 3 割負担の支払いで通常 3,000 円 ⇒ 2,000 円の支払いに減額されます。
- ② 入院診療についても上記の減免率に準じて行われますので、詳細はお問い合わせください。

《申請・手続き》

- ・ご利用にあたりましては、医療ソーシャルワーカーによる面談が必要です。
- ・収入状況のわかる書類等（例：課税所得証明書など）を確認させていただくことがあります。

[問い合わせ]



済生会岩泉病院 地域連携室（担当 中嶋）

TEL 0194-22-2151 FAX 0194-22-4232



令和 7 年 4 月 1 日 病院長